

## 健康診断について

企業は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者の健康確保のために、労働者に対して健康診断を実施しなければなりません。

### ①健康診断の種類

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断 (安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号 <sup>(※1)</sup> に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

特殊健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条)</li> <li>・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条)</li> <li>・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条)</li> <li>・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した<sup>(一部)</sup>の物質に係る業務に限る(特化則第39条)</li> <li>・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条)</li> <li>・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条)</li> <li>・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条)</li> <li>・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事した<sup>(一部)</sup>のある在籍労働者(石綿則第40条)</li> </ul>
じん肺健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事した<sup>(一部)</sup>のある管理2又は管理3の労働者(じん肺法第3条、第7～10条)</li> </ul> 注:じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。
歯科医師による健診	(歯科医師による健康診断) <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他<sup>(一部)</sup>の歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを<sup>(一部)</sup>発散する場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)</li> </ul>

### ②健康診断実施時間の賃金支払い

一般健康診断	支払い義務はない。ただし実施が義務である以上は支払うことが望ましい
特殊健康診断 (業務の遂行に関して、労働者の健康確保のため当然に実施)	特殊健康診断の受診に要した時間は労働時間であり、賃金の支払義務あり

### ③実施対象者

【健康診断の実施義務等】								
	契約形態	正社員	パートタイム労働者					
			○無期契約 ○契約期間が1年以上の有期契約(契約更新により1年以上になる場合を含む)			○契約期間が6月以上1年未満の有期契約(契約更新により6月以上となる場合を含む)		
	週所定労働時間(対正社員)	1	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満
一般健康診断	雇入時の健康診断							
	定期健康診断(1年以内に1回)					△		
	特定業務※1への配置換え時に行う健康診断	◎	◎	○	△			
	特定業務従事者の定期健康診断(6月以内に1回)					◎	○	△
健康特殊診断	入社時、有害業務※2への配置換え時に行う特殊健康診断	特殊健康診断については、契約形態および週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められています。						
	定期的特殊健康診断(6月以内に1回)							

◎：労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの。  
 ○：法令上の実施義務規定は無いが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(平成5年12月1日基発第663号)により実施が望ましいとされているもの。  
 △：実施根拠規定がないもの。  
 ※1：労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務(深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、着しく暑熱な場所における業務、等)  
 ※2：労働安全衛生法施行令第22条第1項の業務(有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等の業務、放射線業務、石棉等の取扱い等の業務、等)

### ④健康診断の費用の負担

労働安全衛生法等で事業者に義務付けられている健康診断の費用は、事業者に健康診断の実施が義務付けられている以上、事業者が負担すべきものとされています。